## 令和2事業年度 前期高齢者関係業務事業計画

令和2事業年度における前期高齢者関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

- 1. 高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第139条第1項第 1号の規定に基づき、保険者等からの前期高齢者納付金等の徴収並びに保険 者に対する前期高齢者交付金の交付等を行うものである。
- 2. 下記3の前期高齢者交付金の交付に要する財源等に充てるため、保険者等から法第36条第1項及び法第93条第3項の規定による前期高齢者納付金等として、

前期高齢者納付金 前期高齢者特別負担調整交付金 前期高齢者関係事務費拠出金 計 3,619,702,755 千円 10,000,000 千円 379,362 千円 3,630,082,117 千円

を徴収すること等を予定している。

3. 法第32条第1項の規定による前期高齢者交付金として、

3,630,371,214 千円

を交付することを予定している。